



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 U - N E X T
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宇 野 康 秀
(コード番号：9418)
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 堀 内 雅 生
TEL. 03-6741-4426

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成27年4月21日開催の取締役会において、平成27年3月27日開催の当社第7回定時株主総会の決議によって承認されました新株予約権の募集事項決定の委任に基づき、当社取締役、従業員に対し、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社取締役に対し特に有利な条件をもって新株予約権を付与する理由
当社取締役の中長期的な業績向上に向けた意欲や士気を高めるとともに、株主と株価を意識した経営を推進することを目的として、ストック・オプションを付与するものであります。
2. 当社従業員に対し特に有利な条件をもって新株予約権を付与する理由
当社従業員に対し新株予約権を付与することで、業務に対する貢献意欲や士気をより一層高め、さらに優秀な人材を確保することを目的として、ストック・オプションを付与するものであります。
3. 新株予約権の発行要領
 - (1) 新株予約権の名称
第2回新株予約権
 - (2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	3名	33個
当社従業員	42名	150個
 - (3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、18,300株を上限とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
 - (4) 発行する新株予約権の総数
183個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。
ただし、(3)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数について

も同様の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権の割当日の前日の終値(終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成30年5月28日から平成37年5月27日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前日を最終日とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

- ① 新株予約権の行使により当社の普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第

17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により当社の普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 新株予約権の取得条項

① 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(8)①に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社株主総会(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会)において、当社を消滅会社とする合併契約、当社を分割会社とする分割契約もしくは分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が承認された場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

③ 当社と割当てを受ける者との間の契約により本新株予約権が失効する場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(12) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

該当事項はありません。

(13) 新株予約権の行使により発生する端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) 新株予約権の割当日

平成27年5月27日(水曜日)

(15) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

該当事項はありません。

以上